

資料7－4

第7回名古屋都市計画事業 新清洲駅北土地区画整理審議会

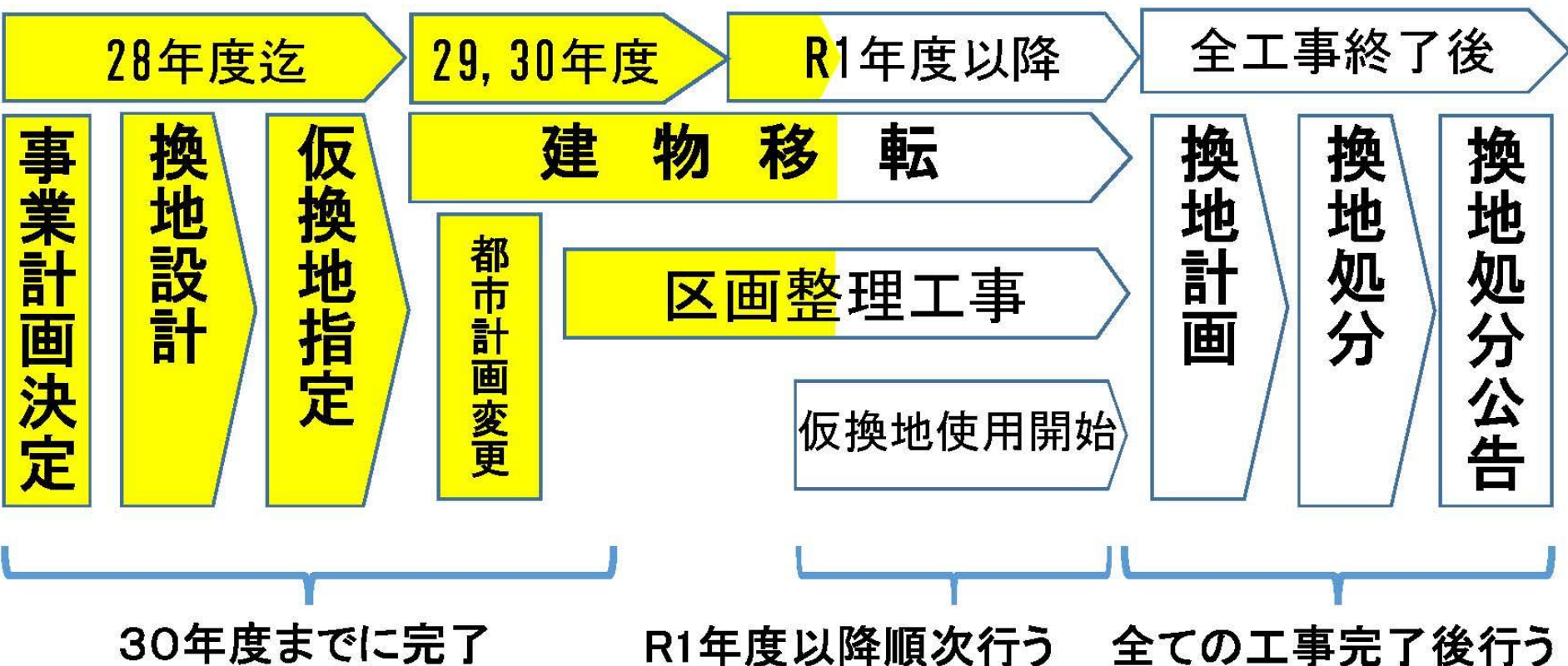
令和元年7月22日
清須市

報告事項

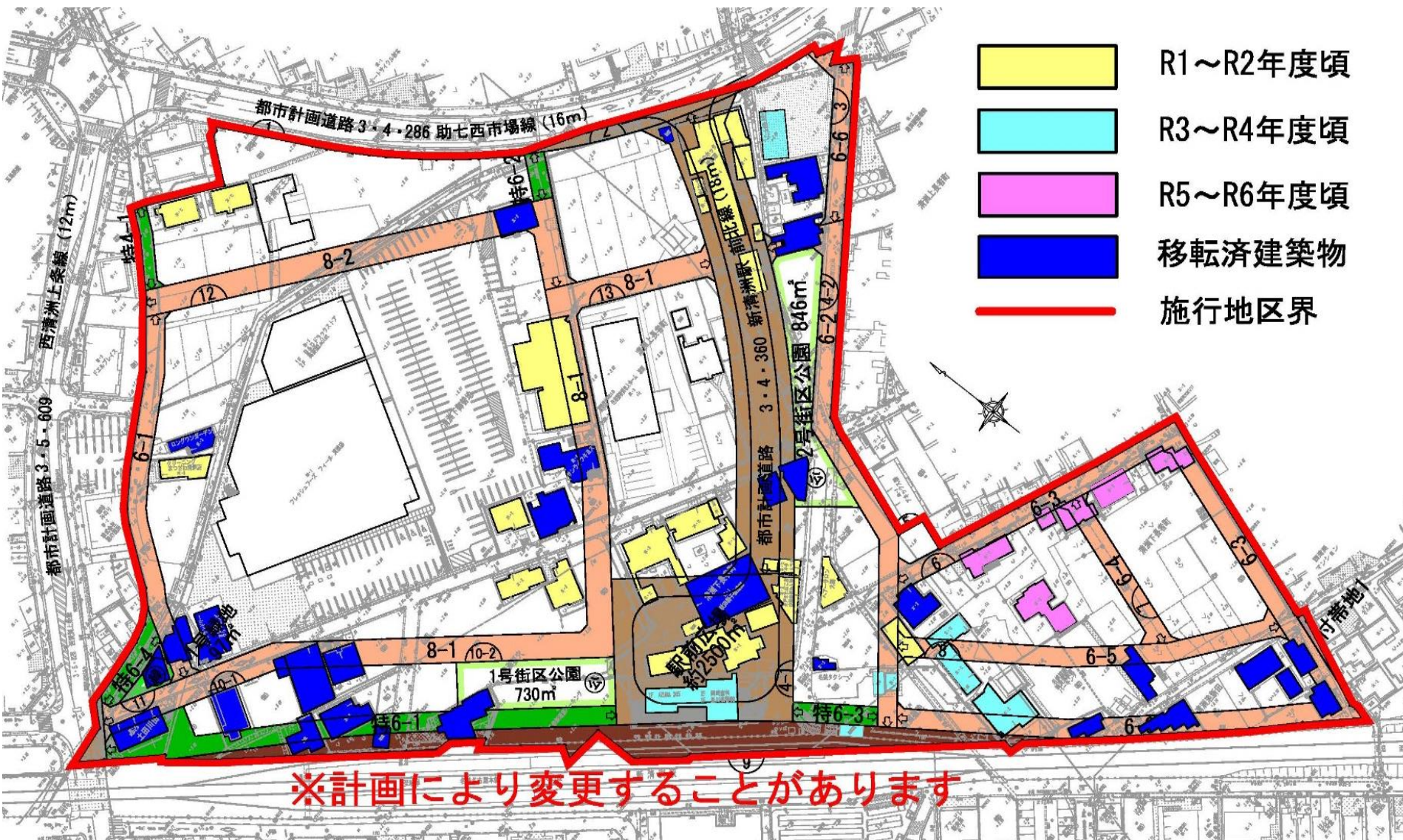
- (1) 事業の進捗状況について
- (2) 仮換地指定について(第1回使用収益開始)
- (3) 令和元年度、令和2年度の工事概要
について

(1)事業の進捗状況について

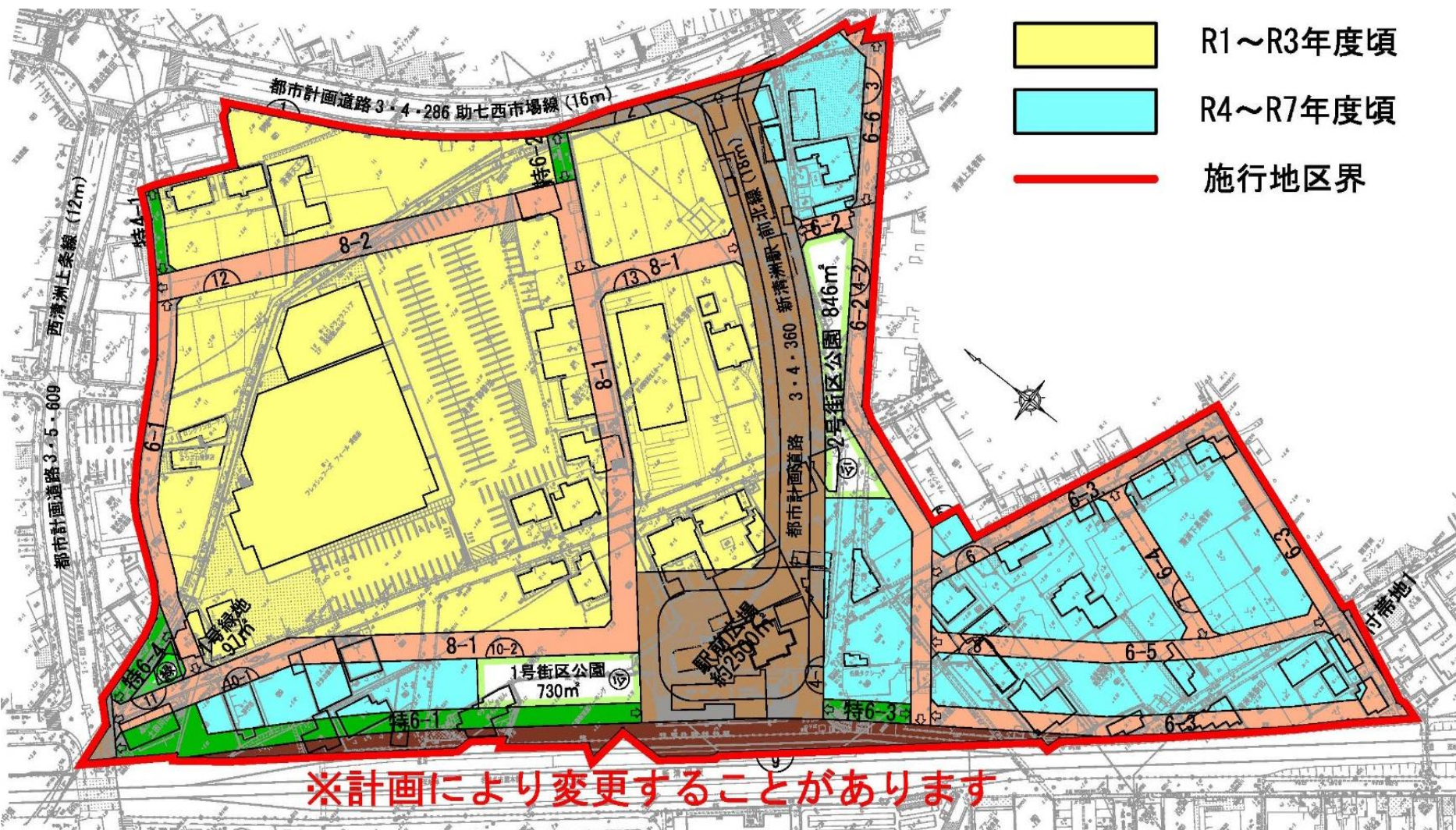
今後のスケジュール



年度別移転計画図



宅地整備完成予定図



平成30年度工事の状況

写真①

写真①



写真③



写真②

写真②

写真③



(2) 仮換地指定について(第1回使用収益開始)

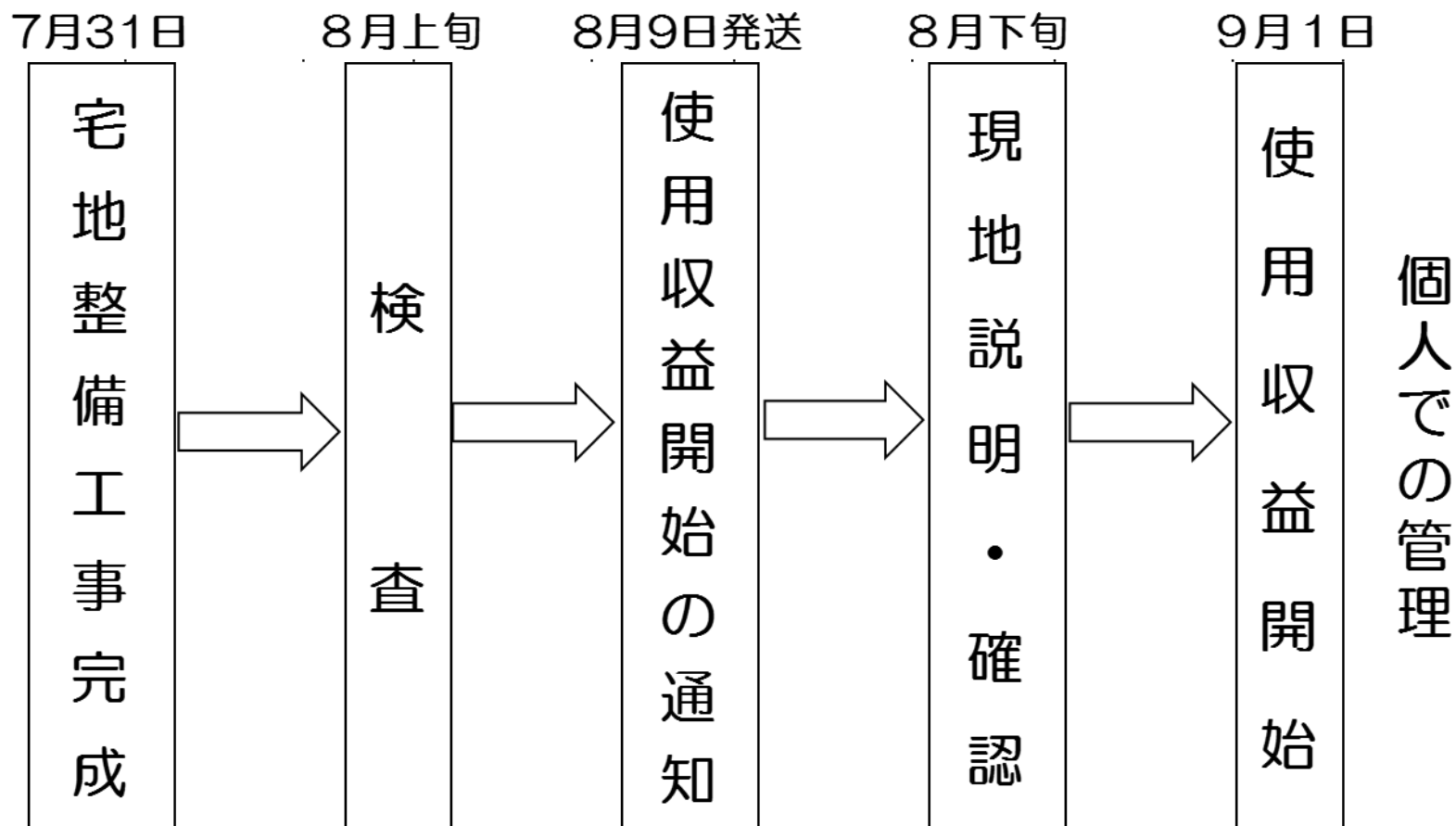
使用収益開始箇所図



仮換地使用収益開始 総括表

区 分	仮 換 地		摘 要
	地 積 (㎡)	筆 数 (筆)	
全 地 区	34,759.40	135	
今 回 指 定	790.69	5	
累計比 (%)	2%	4%	
合 計	790.69	5	

仮換地の使用収益開始（流れ）



仮換地の使用収益開始日の通知

28清須新ま第31-69号
平成28年11月8日

1 清須新ま第30-〇号
令和元年8月9日

清須 太郎 様

名古屋都市計画事業
新清洲駅北土地区画整理事業
施行者 清須市
代表者 清須市長 加藤 静治

清須 太郎 様

名古屋都市計画事業
新清洲駅北土地区画整理事業
施行者 清須市
代表者 清須市長 永田 純夫

仮換地指定通知

名古屋都市計画事業新清洲駅北土地区画整理事業施行地区内のあなたが所有する宅地について、土地区画整理法第98条第1項の規定により、下記のとおり仮換地を指定します。よって、同法同条第5項及び第99条第2項の規定により、通知します。

記

従前の宅地				仮換地						摘要
町名	地番	地目	登記地積 (基準地積)	街区 番号	画地 番号	地積	過渡地積	不足渡地積	位置	
清洲 上長者町	1111	畑	300 (300.00)	1	1	200.00	m ²	m ²	添付図 面のと おり	
			以	下	余	白				
仮換地の指定の効力発生の日							平成28年11月21日			
仮換地について使用または収益を開始することができる日							別に定めて通知する			

注意 1 この通知書に記載の「仮換地の指定の効力発生の日」から、従前の宅地については、使用し、又は収益
することができません。
2 別に通知する「仮換地について使用又は収益を開始することができる日」までは、仮換地を使用し、又
は収益することができません。

教示 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内
に愛知県知事に審査請求をすることができます。
(審査請求の記載事項は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第19条に規定されています。)
2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内
に清須市を被告として(訴訟において清須市を代表する者は清須市長になります。)、処分の取消しの
訴えを提起することができます。
3 上記1の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日か
ら起算して6か月以内に清須市を被告として(訴訟において清須市を代表する者は清須市長になりま
す。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

仮換地の使用収益開始日の通知

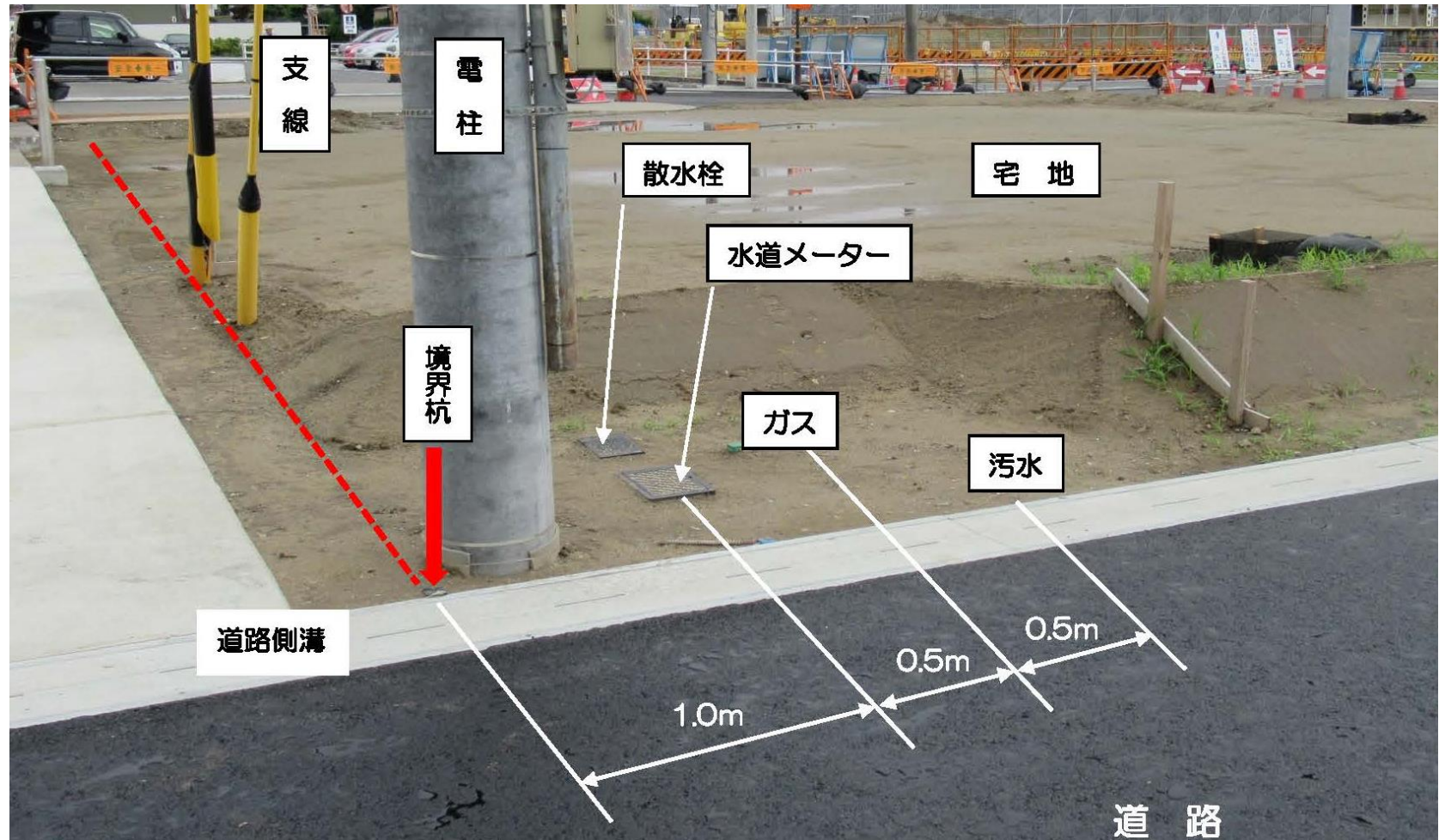
平成28年11月8日付28清須新ま第31-69号で指定しました仮換地について、使用又は
収益を開始することができる日を下記のとおり定めましたので、土地区画整理法第99条第2項
の規定に基づき、通知します。

記

仮換地					
街区番号	画地番号	地積	街区番号	画地番号	地積
		m ²			m ²
1	1	200.00			
仮換地について使用または収益を開始することができる日			令和元年9月1日		

教示 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内
に愛知県知事に審査請求をすることができます。
(審査請求の記載事項は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第19条に規定されています。)
2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内
に清須市を被告として(訴訟において清須市を代表する者は清須市長になります。)、処分の取消しの
訴えを提起することができます。
3 上記1の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日か
ら起算して6か月以内に清須市を被告として(訴訟において清須市を代表する者は清須市長になりま
す。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

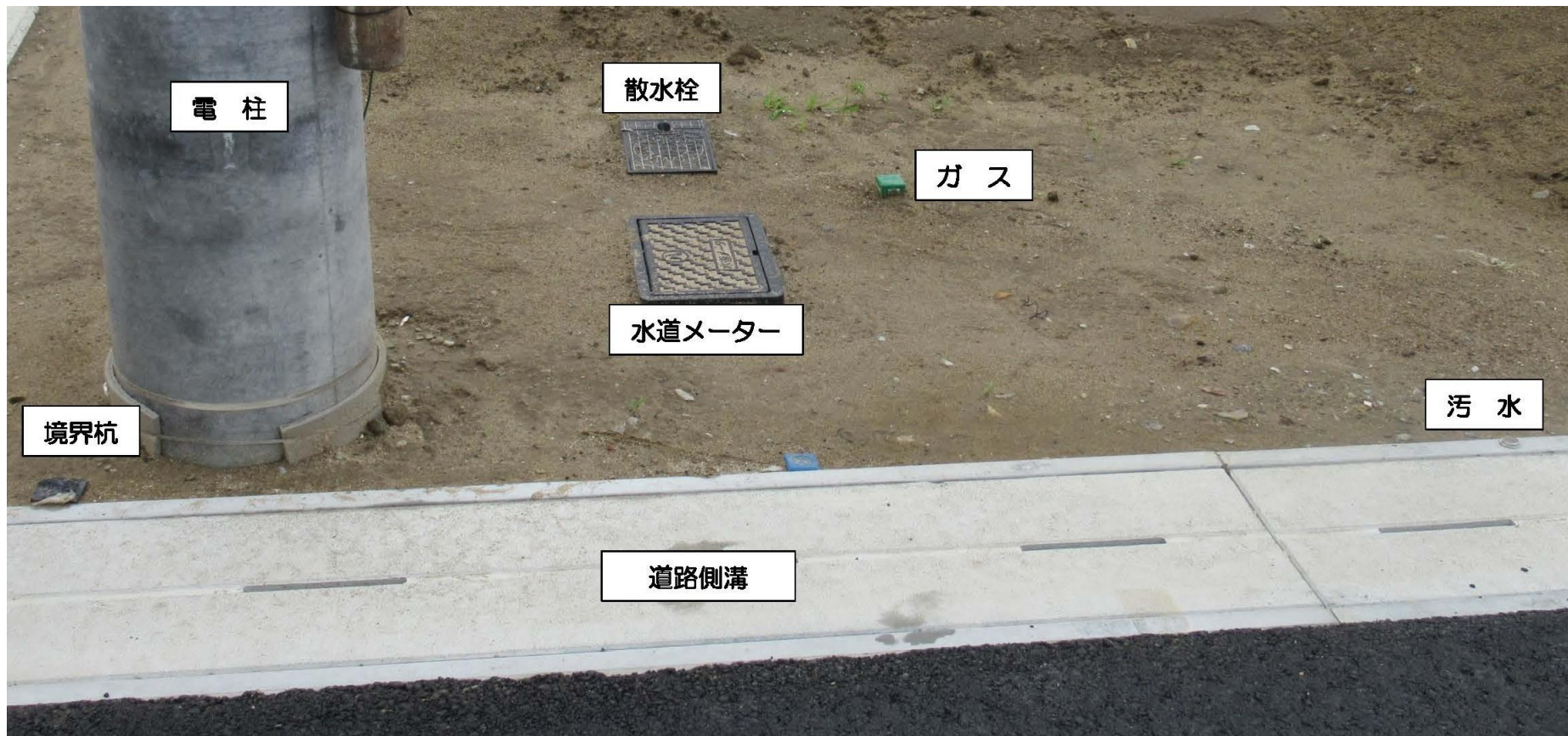
仮換地 現地立会い確認



現地で確認していただく主要内容

- ・隣地との境界杭
- ・供給処理施設(水道、ガス、汚水)の位置等
- ・電柱の位置
- ・宅盤の仕上がり

供給処理施設



造成状況



使用収益開始について

(1) 仮換地の使用収益開始とは

使用収益開始とは、仮換地が利用可能な状態になったことです。従って、これにより仮換地での**建築等の行為が可能**となります。

(2) 仮換地の管理

使用収益開始後、仮換地の引渡し後は権利者**ご自身で管理**いただくことになります。

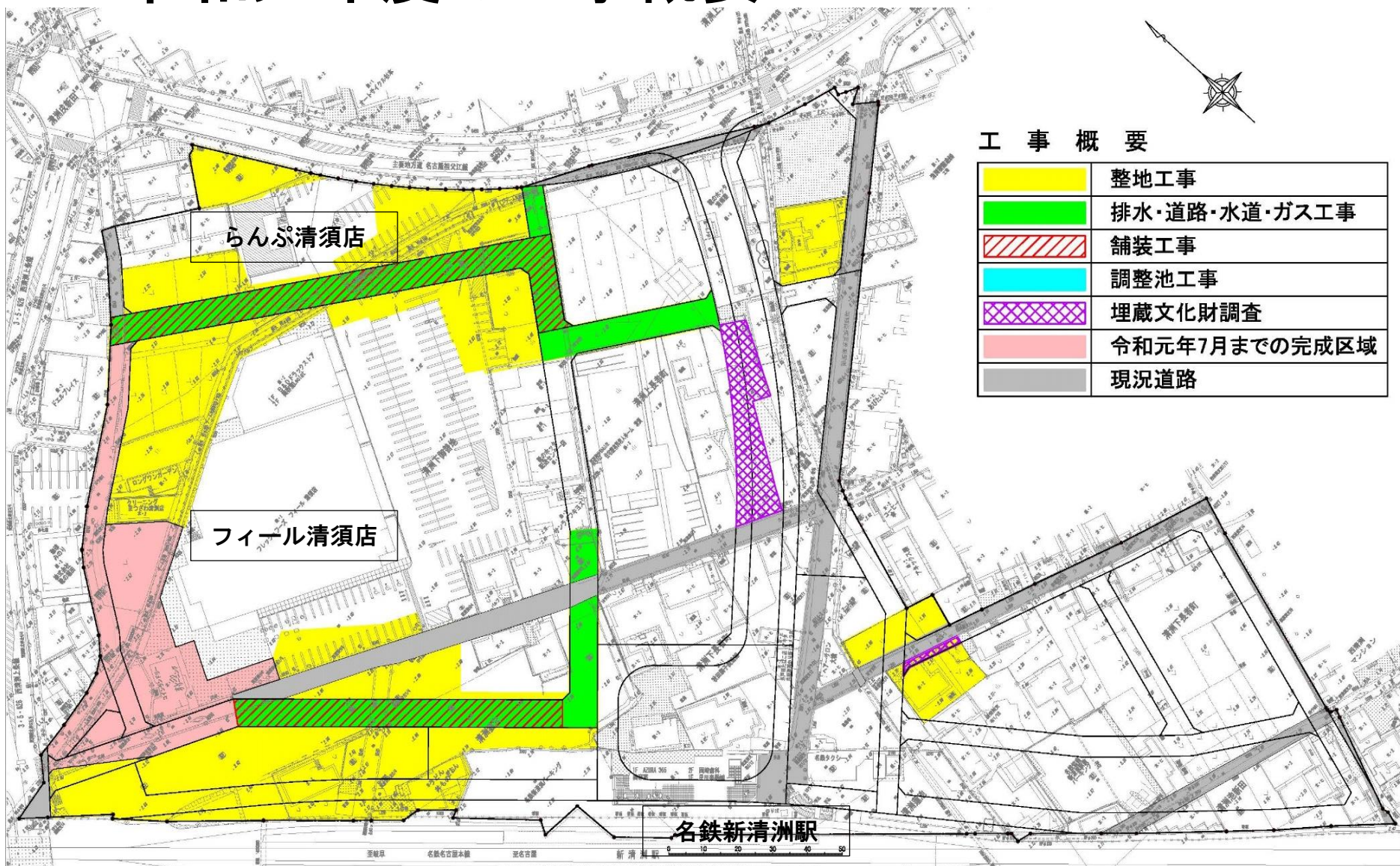
(3) 建築行為の手続きについて

土地区画整理法第76条の規定に基づき**清須市長の許可**が必要になります。

- 1) 土地の形質の変更
- 2) 建築物その他の工作物の新築・改築・増築
- 3) 重量が5トン以上の物件の設置もしくは積

(3) 令和元年度、令和2年度の工事概要について

令和元年度の工事概要



令和2年度の工事概要

